

新 労 発 基 ○ 第 ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新潟地方最低賃金審議会長

長 谷 川 雪 子 殿

新潟労働局長

福 岡 洋 志

令和7年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金(昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定に関して、最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。